

令和7年度

第9回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和7年12月24日

石巻市農業委員会

第9回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和7年12月24日 午後1時35分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会

挨拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 使用貸借の解約による通知について

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

日程第 4 議案第 2号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 5 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 石巻市農業委員会専門委員会委員の選任について

日程第 8 議案第 6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

閉 会

出席委員（18名）

1番	松川一	生	委員	2番	今野真	理	委員
3番	前野利	春	委員	4番	齋藤忠	直	委員
5番	後藤嘉	伸	委員	6番	近藤	茂	委員
7番	石川雅	洋	委員	8番	細川	淑子	委員
9番	高橋生	一	委員	10番	佐々木	洋	委員
11番	伏見さ	と子	委員	12番	岡田	正男	委員
13番	高瀬禎	司	委員	15番	高橋善	宏	委員
16番	高橋由	佳	委員	17番	遠藤章	一	委員
18番	武山	勝	委員	19番	高橋千	代恵	委員

欠席委員（1名）

14番	佐々木	文彦	委員
-----	-----	----	----

出席農地利用最適化推進委員（19名）

20番	山田信	悦	委員	21番	木村和	広	委員
22番	保原政	美	委員	23番	渥美浩	晃	委員
24番	武山礼	二	委員	25番	佐々木	繁	委員
26番	首藤勝	博	委員	27番	山口修	一	委員
29番	佐々木勝	行	委員	30番	安部秀	逸	委員
31番	渡邊孝	彦	委員	32番	伊藤	功	委員
33番	中村和	徳	委員	34番	山田茂	樹	委員
35番	遠藤雅	宏	委員	36番	西條健	一	委員
37番	榊田有	司	委員	38番	西條	勲	委員
39番	阿部正	展	委員				

欠席委員（1名）

28番	佐藤和	隆	委員
-----	-----	---	----

説明のため出席した者

事務局職員出席

阿部	洋	事務局	長	三浦	武宏	事務局	次長
首藤	真利	事務局	長補佐	鈴木	祥太郎	主	幹
		兼農地	係長				

佐藤 友人 主 査
及川 正彦 主任 主 事
茂木 祐子 主 事

本田 亨 主任 主 事
山本 万里 主任 主 事

○阿部洋事務局長 ただいまから令和7年度第9回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○阿部洋事務局長 総会開会にあたりまして、高橋会長から挨拶を申し上げます。

○高橋千代恵会長 ー 挨拶 ー

○阿部洋事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、高橋会長、よろしくお願いいたします。

午後1時35分 開会

○議長（高橋千代恵会長） それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行へのご協力をお願いします。

会議に入ります。ただいまの出席農業委員は18名、推進委員は19名であります。佐々木文彦農業委員、佐藤和隆推進委員から欠席の報告がありました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（高橋千代恵会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしの声がございますので、本日の議事録署名委員は議席番号17番遠藤章一委員、18番武山勝委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言願います。

◎報告第1号～報告第3号

○議長（高橋千代恵会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号、使用貸借の解約による通知についてから、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてまでを一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

事務局より報告願います。

○首藤真利事務局長補佐兼農地係長 はじめに、報告第1号、使用貸借の解約による通知について、ご報告いたします。議案書は1ページです。今月の受理件数は1件で、解約の理由は、貸人の都合によるものが1件でございます。

続きまして、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告いたします。議案書は2ページから19ページです。今月の受理件数は44件で、解約の理由は、貸人の都合によるものが25件、転用によるものが14件、売買によるものが2件、耕作者の都合によるものが3件ございま

す。

続きまして、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。議案書は20ページです。今月の受理件数は1件で、転用目的は、住宅敷地とするものでございます。

報告は、以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 以上で報告第1号から報告第3号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第3、議案第1号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを議題といたします。議案書は21ページから32ページになります。事務局から議案の内容について、説明願います。

○本田亨主任主事 議案第1号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、ご説明いたします。議案書は、一括方式による賃借の権利設定が21ページから30ページ、権利の移転が31ページから32ページになります。また、参考として、農用地利用集積等促進計画案一覧表を添付しておりますので、ご参照願います。今月の案件は、一括方式の賃貸借の設定17件、田78筆、面積が186,582平方メートルです。賃借期間は、全て10年、10アールあたりの賃借料は、10,000円から17,400円です。次に、権利の移転は、田3件、18筆、11,479.14平方メートルです。耕作者の死亡に伴う後継者への権利移転となっております。賃借権を取得する者及び権利の移転を受ける者は、いずれも農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事している農業者となっております。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 次に、農家相談委員会による審査結果について、農家相談委員会後藤嘉伸委員長から報告をお願いします。

○後藤嘉伸農家相談委員長 それではご報告いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理機構から意見を求められた件について、去る12月15日開催の農家相談委員会において、農用地利用集積等促進計画案を審査したところ、賃借権を取得する者及び権利の移転を受ける者は、いずれも農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているものと認められます。つきましては、本件、賃貸借の権利設定17件、権利の移転3件の計画案に同意し、承認相当との意見を付すべきと判断いたしました。

以上、報告いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありました。はじめに、一括方式17件を審議いたします。

その中に農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの案件を審議したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、番号4番を議題といたします。議案書は23ページになります。

議案番号 番、 委員は退席願います。

（ 番 委員 退場）

○議長（高橋千代恵会長） 本案、番号4番について、ご意見、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案にかかる意見について、原案のとおり計画に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案については、原案のとおり計画に同意することに決しました。

議席番号 番、 委員は入場願います。

（ 番 委員 入場）

○議長（高橋千代恵会長） 議席番号 番、 委員に申し上げます。本案、番号4番については、原案のとおり計画に同意することに決しましたので、ご報告いたします。

○議長（高橋千代恵会長） では次に、これまでに決しました番号4番を除いた、16件について、審議いたします。議案書は、21ページから30ページになります。ご意見、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案にかかる意見について、原案のとおり計画に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案16件にかかる農用地利用集積等促進計画案のうち一括方式にかかる意見について、原案のとおり計画に同意することに決しました。

○議長（高橋千代恵会長） 次に、権利の移転3件を審議いたします。議案書は、31ページから32ページになります。ご意見、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案にかかる意見について、原案のとおり計画に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案3件にかかる農用地利用集積等促進計画案のうち権利の移転にかかる意見について、原案のとおり計画に同意することに決しました。

それでは、本案、一括方式17件及び権利の移転3件については、承認相当の意見を付して、宮城県

農地中間管理機構に進達することにいたします。

◎議案第2号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第4、議案第2号、非農地証明交付申請書の承認についてを議題といたします。議案書は33ページから35ページになります。事務局から議案の内容について、説明願います。

○及川正彦主任主事 それでは、ご説明いたします。番号1、議案書の33ページ及び別添地図資料の1ページをご覧ください。当該地は、加齢に伴い耕作できなくなり原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号2、議案書の33ページ及び別添地図資料の2ページをご覧ください。当該地は、平成17年頃から労働力不足のため耕作できず原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号3、議案書の33ページ及び別添地図資料の3ページをご覧ください。当該地は、平成23年の東日本大震災により被災し、市外に転居したため耕作できず原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号4、議案書の34ページ及び別添地図資料の4ページをご覧ください。当該地は、平成10年8月5日に農地法5条の許可を受け、その目的どおりに転用が行われ非農地となった土地であります。

番号5、議案書の34ページ及び別添地図資料の5ページをご覧ください。当該地は県外に居住しているため耕作できず原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号6、議案書の34ページ及び別添地図資料の6ページをご覧ください。当該地は平成7年に造成のための盛土工事を行い、資材置場として利用してきたものです。非農地となって20年以上が経過した土地です。

番号7、議案書の35ページ及び別添地図資料の6ページをご覧ください。当該地は平成7年に造成のための盛土工事を行い、資材置場として利用してきたものです。非農地となって20年以上が経過した土地です。

番号8、議案書の35ページ及び別添地図資料の7ページをご覧ください。当該地は相続した時点で既に原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会佐々木洋委員長から報告をお願いします。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。12月15日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、書類審査等を行い審議した結果、非農地証明判断基準及び非農地証明の範囲に合

致しており、今後とも農地として利用される可能性はないことから、承認相当なもの判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、証明書を交付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案8件について、証明書を交付することに決しました。

◎議案第3号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第5、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。議案書は、36ページから50ページになります。事務局から議案の内容について、説明願います。

○佐藤友人主査 それでは、説明いたします。議案書は36ページです。番号1、譲渡人の所有地処分のための売買です。申請地は、畑2筆、合計面積243平方メートルです。

次に、番号2、貸付人の耕作困難のための賃借権の設定です。申請地は、田6筆、合計面積7,401平方メートルです。

次に、番号3、議案書は37ページです。譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は、畑1筆、面積757平方メートルです。

次に、番号4、貸付人の耕作困難のための賃借権の設定です。申請地は、田5筆、合計面積4,612平方メートルです。

次に、番号5、議案書は38ページです。貸付人の耕作困難のための賃借権の設定です。申請地は、田4筆、合計面積8,533平方メートルです。

次に、番号6、議案書は38ページから39ページです。貸付人の耕作困難のための賃借権の設定です。申請地は、田5筆、合計面積10,346平方メートルです。

次に、番号7、議案書は39ページから40ページです。子への経営継承のための使用賃借権の設定です。申請地は、田6筆、畑6筆、合計面積24,329平方メートルです。

次に、番号8、貸付人の耕作困難のための賃借権の設定です。申請地は、田2筆、合計面積3,192平方メートルです。

次に、番号9、議案書は41ページです。貸付人の耕作困難のための賃借権の設定です。申請地は、

田 5 筆、合計面積4,007平方メートルです。

次に、番号10、議案書は41ページから42ページです。貸付人の耕作困難のための賃借権の設定です。申請地は、田 8 筆、合計面積8,035平方メートルです。

次に、番号11、貸付人の耕作困難のための賃借権の設定です。申請地は、田 1 筆、面積2,943平方メートルです。

次に、番号12、議案書は43ページです。譲渡人の規模縮小のための売買です。申請地は、田 2 筆、合計面積3,798平方メートルです。

次に、番号13、同一世帯の親子間の贈与です。申請地は、田 2 筆、合計面積2,914平方メートルです。

次に、番号14、譲渡人の規模縮小のための売買です。申請地は、田 2 筆、合計面積4,089平方メートルです。

次に、番号15、議案書は44ページです。譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は、田 1 筆、面積2,512平方メートルです。

次に、番号16、譲渡人の規模縮小のための売買です。申請地は、畑 1 筆、面積7,478平方メートルです。

次に、番号17、議案書は44ページから45ページです。譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は、田 9 筆、合計面積15,660平方メートルです。

次に、番号18、議案書は45ページから46ページです。貸付人の耕作困難のための賃借権の設定です。申請地は、田 7 筆、合計面積4,989.19平方メートルです。

次に、番号19、耕作上の利便を図るための交換です。交換する農地は、番号22の農地となります。申請地は、田 1 筆、合計面積456平方メートルです。

次に、番号20、譲受人の耕作の利便性のための売買です。申請地は、田 1 筆、面積3,476平方メートルです。

次に、番号21、議案書は47ページから48ページです。貸付人の耕作困難のための賃借権の設定です。申請地は、田16筆、合計面積15,865平方メートルです。

次に、番号22、耕作上の利便を図るための交換です。交換する農地は、番号19の農地となります。申請地は、田 1 筆、面積468平方メートルです。

次に、番号23、議案書は49ページです。譲受人の耕作の利便性のための売買です。申請地は、田 3 筆、合計面積2,055平方メートルです。

次に、番号24、譲渡人の規模縮小のための売買です。申請地は、畑 1 筆、面積456平方メートルです。

次に、番号25、譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は、田 1 筆、面積242平方メートルです。

次に、番号26、議案書は50ページです。譲渡人の規模縮小のための売買です。申請地は、田 1 筆、面積362平方メートルです。

次に、番号27、譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は、田 1 筆、面積836平方メートルです。

最後に、番号28、構成員を務める会社への貸付のための使用貸借権の設定です。申請地は、田2筆、合計面積5,391平方メートルです。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農家相談委員会委員長から審査結果について報告願います。

○後藤嘉伸農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。さきの農家相談委員会において、現地写真による調査並びに書類審査の結果、全ての案件について許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願います。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案28件について、許可とすることに決しました。

◎議案第4号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第6、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。議案書は、51ページから52ページになります。事務局から議案の内容について、説明願います。

○及川正彦主任主事 それでは、説明いたします。はじめに、番号1、議案書の51ページ及び別添地図資料8ページをご覧ください。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は、申請地から500メートル以内に2つ以上の医療施設があり、隣接道路に上下水道が埋設されているため、第3種農地に該当します。

次に、番号2、議案書の51ページ、地図資料の9ページをご覧ください。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は、申請地から500メートル以内に2つ以上の医療施設があり、隣接道路に上下水道が埋設されているため、第3種農地に該当します。

次に、番号3、議案書の51ページ、地図資料の10ページをご覧ください。山土運搬の通路とするための一時転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に、番号4、議案書の52ページ、地図資料の11ページをご覧ください。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

次に、番号5、議案書の52ページ、地図資料の12ページをご覧ください。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地に該当します。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告願います。

○佐々木洋調査委員長 それでは、ご報告いたします。さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま、事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり許可相当とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案5件について、原案のとおり許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第5号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第7、議案第5号、石巻市農業委員会専門委員会委員の選任についてを議題といたします。議案書は、53ページになります。事務局から議案の内容について、説明願います。

○三浦武宏事務局次長 石巻市農業委員会専門委員会の設置に関する規程第3条の選任について、ご説明いたします。各委員会委員の任期は、石巻市農業委員会専門委員会の設置に関する規程第4条の規定により、1年6か月と定められております。現委員は令和6年7月8日から令和8年1月7日までの任期となりますので、次期委員を選任していただくこととなります。さきに所属する専門委員会の決定は、同規定に基づき、会長が総会の会議に諮って決定いたします。会長及び会長職務代理者は、全ての専門委員会に所属することとなります。

次に、各専門委員会において委員長及び副委員長1人を委員の互選により今回、選任して頂く事となります。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局から説明がありましたが、議案第5号をご覧ください。各専門委員会への所属について、委員の皆様にお諮りします。議案第5号、石巻市農業委員会専門委員会委員名簿案のとおり会長が指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、指名いたします。

はじめに、農地調査委員会委員に、議席番号2番今野真理委員、4番齋藤忠直委員、5番後藤嘉伸委員、6番近藤茂委員、9番高橋生一委員、13番高瀬禎司委員、15番高橋善宏委員、16番高橋由佳委員、17番遠藤章一委員の9名を指名します。

次に、農家相談委員会委員に、議席番号1番松川生一委員、3番前野利春委員、7番石川雅洋委員、8番細川淑子委員、10番佐々木洋委員、11番伏見さと子委員、12番岡田正男委員、14番佐々木文彦委員の8名を指名いたします。

なお、会長及び会長職務代理者は両方の専門委員会に所属することになります。

次に、各専門委員会の正副委員長の選任に入ります。選任につきましては、石巻市農業委員会専門委員会の設置に関する規程第5条第1項の規定により、委員の互選により選任することになっておりますので、委員会ごとに決定の上、結果を議長まで報告願います。

○議長（高橋千代恵会長） 暫時休憩いたします。

午後2時09分休憩

〔委員会毎に互選〕

午後2時12分開議

○議長（高橋千代恵会長） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

各専門委員会における正副委員長の互選の結果を報告いたします。

農地調査委員会、委員長に後藤嘉伸委員、副委員長今野真理委員、農家相談委員会、委員長に佐々木洋委員、副委員長に岡田正男委員が選任されましたので、ご報告いたします。

◎議案第6号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第8、議案第6号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題といたします。議案書は、54ページになります。事務局から議案の内容について、説明願います。

○首藤真利事務局長補佐兼農地係長 議案第6号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、ご説明いたします。議案書は54ページです。内容については、別冊1によりご説明いたしますので、お手元にご準備ください。こちらにつきましては、令和元年10月に奈良県と大分県において、農業委員会に係る不祥事、逮捕事案が続けて発生したことを受け、同年11月28日に開催されました、全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の委員等の綱紀粛正に関する申し合わせが決議されました。この趣旨に則り、農業委員会の法令遵守の徹底について申し合わせ決議するという事で、提案するものです。また、この申し合わせ決議につきましては、全国農業会議所から年1回以上、総会等において法令遵守の申し合わせ決議を実施するよう通知が来ております。委員の皆様におかれましては、使命感をもって日々の農地利用の最適化活動に取り組んでおられると認識しておりますが、法令遵守を再認識していただくという意味合いから、採択を求めるものです。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議文を読み上げさせていただきます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和7年12月24日 石巻市農業委員会

以上で農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、説明を終わります。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま、事務局より説明と決議文の読み上げがありましたが、本案について、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしの声がございますので、原案のとおり採択といたします。

◎閉 会

○議長（高橋千代恵会長） 以上で今、定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。これもちまして、令和7年度第9回石巻市農業委員会定例総会にかかる議事を終了いたします。

午後2時18分 閉会